

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律 (特許審査迅速化法)について

平成16年5月
経済産業省
特許庁

1. 法律改正の目的

「知財立国」の実現を図るべく、特許審査の迅速化などに必要な立法措置を講ずる。

特許の審査順番待ち期間は現在26ヶ月。審査順番待ち案件は50万件、今後80万件に増大。

これまでの施策を深掘りした「特許審査迅速化法案」を今次国会に提出。あわせて、今後5年間、毎年100名程度、合計500名の任期付特許審査官の増員を目指すなど審査体制を整備(平成16年度予算案においては98名の増員要求)。

これにより80万件の審査順番待ち案件の処理を一気呵成に行い、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査」の実現、最終的には「審査順番待ち期間ゼロ」を目指す。

「審査順番待ち期間ゼロ」が実現すれば、権利が早期に確定して研究成果の権利行使が可能となるとともに、研究が特許になるか否かが直ちに判明し、企業は見込みのない分野を避けて有望分野の研究開発に集中することが可能。これは我が国産業競争力の抜本的強化にも大きく貢献。

2. 法律改正の概要

1. 審査処理の促進

従来技術調査のアウトソーシングの拡充

特許審査に必要な従来技術調査の外注先について、公益法人要件を撤廃し、民間活力の活用を図る。これにより、審査前段階の従来技術調査体制の拡充・効率化を図る(工業所有権に関する手続特例法)。

2. 出願・審査請求行動の適正化

(1) 出願人による従来技術調査へのインセンティブ付与

審査請求に当たり、調査機関の従来技術調査レポートを提示した場合、審査請求料を減額することにより、出願人による従来技術調査へのインセンティブを付与する(特例法)。

(2) インターネットによる公報の発行

特許情報等を活用しやすいよう、インターネットによる特許公報の発行を可能とする(特

例法)。

(3) 実用新案制度の魅力向上

以下の措置からなる実用新案法の改正を行うことにより、無審査登録制度である実用新案制度(無審査登録制度への移行後、出願が激減(移行時8万件、現在 8000 件))の魅力向上させ、模倣品対策などへの活用を促進するとともに特許出願に代替効果のある実用新案出願の奨励を図る。

権利期間を6年から10年に延長する。

実用新案登録後でも特許出願への変更を可能にする。

3. 特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化

対外研修・人材育成機能を強化して、優秀な従来技術調査人材、特許庁の任期付審査官等を早期に育成する。

また、対外情報サービス機能を強化して企業による研究開発や出願・審査請求段階での効率化に資する特許情報等の提供環境を整備することにより、研究開発効率の向上及び審査請求の適正化の支援を図る。

これらのため、特許庁における関連業務と組織を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管し、新たに特許等の事務に従事する者に対する研修、情報システムの整備等を行うこととし、これら業務の弾力的展開を可能とする。

4. 新たな発明を生み出す環境整備

現行制度：特許権等は発明者に帰属。職務規則等により発明者から企業への承継可能。その場合には発明者に対価の請求権あり。

問題点：職務発明については、「対価に対する発明者の納得感が低い」(発明者)、「裁判で決定される対価の額の予測が出来ず、法的安定性が低い」(企業)等の問題が指摘されている。

見直しの視点(前通常国会附帯決議など)

<前提> 発明者と使用者のバランスに配慮

<発明者側> 対価への納得感を高め更なる発明に向けたインセンティブを付与

<企業側> 企業の訴訟リスクを軽減し研究開発投資を増大させるインセンティブを付与

見直しの概要

発明の対価を一律の算定方法により定めるのは困難であることから、

対価を取決めるに当たっては、企業が一方的に決めるのではなく、発明者の意見が十分に反映されるよう手続が行われるようにする。

発明者に取り決めが開示されるべきこととし取り決めの透明性を確保する。

手続不備等の場合、現行どおり裁判所が対価の額を決定するが、その際には発明による企業の利益などに加え、新たに発明者の処遇や企業側の生産・販売面における努力も考慮可能にする。